

宮城県雇用維持交付金支給要綱

(趣旨)

第1条 宮城県は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図ることを目的として、雇用維持のための措置に要した経費の一部を助成するために、予算の範囲内において、「宮城県雇用維持交付金」（以下「交付金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休業 労働者が、事業所において所定労働日（労働契約等により労働すべき日とされた日をいう。以下同じ。）に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全一日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の所定労働時間（法令の範囲内で、労働契約等によって労働者が勤務すべきものとして定められた時間をいう。）内において、1時間以上、かつ、一斉に労働することができない状態（以下「短時間休業」という。）をいう。ただし、労使間の協定又は労働組合等との確約書等により実施されるものであれば、部署・部門、職種、所掌、担当、職制、勤務体制又はシフト等に基づく時間休業も短時間休業に含むものとする。
- (2) 教育訓練 所定労働日の所定労働時間内において実施される、職業に関する知識、技能若しくは向上させることを目的とする教育、訓練又は講習等であって、雇用調整助成金等の支給対象として認められたものをいう。
- (3) 休業等 休業又は教育訓練をいう。
- (4) 対象労働者 交付金の支給を受けようとする事業所において、次条に規定する支給対象事業主に雇用されている労働者であって、雇用調整助成金等の支給決定に当たって算定の基礎とされたものをいう。
- (5) 雇用調整助成金等 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の規定により実施される雇用安定事業として事業主に支給される雇用調整助成金及び国の令和2年度一般会計補正予算で措置された緊急雇用安定助成金をいう。
- (6) 緊急対応期間 令和2年4月1日から同年12月31日までの期間をいう。
- (7) 不正受給 偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。）により、本来受け取ることのできない各種助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいう。
- (8) 判定基礎期間 雇用調整助成金等を支給するに当たって、休業等の実績を判定する際の1か月単位の期間をいう。

- (9) 休業手当等の額 1人1日当たりの休業等を実施した場合に支払った休業手当又は教育訓練中の賃金に相当する額で、雇用調整助成金等の支給額の算定の基礎とされた基準賃金額又は平均休業手当日額をいう。
- (10) 国の助成額単価 前号に規定する休業手当等の額に雇用調整助成金等に係る国の助成率を乗じて得た額をいい、その額が1万5千円を超えるときは、1万5千円となるものをいう。
- (11) 簡素化特例 国の雇用関係助成金支給要領のうち、雇用調整助成金に係る支給要領の「1112a」及び緊急雇用安定助成金に係る支給要領の「1206a」で定められた、算定方法等の更なる簡素化についての措置（令和2年5月19日施行）をいう。
- (12) 休業手当等総額 判定基礎期間における雇用調整助成金等の助成金の対象となる休業等に係る対象労働者に対して当該事業主が実際に支払った当該助成金等の対象となる休業等に係る休業手当等の総額をいう。
- (13) 小規模事業主 常時雇用する労働者が概ね20人以下の事業主で、雇用調整助成金等の審査により簡素化特例の対象と認められたもの。

（支給対象事業主）

第3条 交付金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）が、雇用維持のための措置を実施した場合に支給する。

- (1) 宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業所において、事業活動の縮小を余儀なくされたこと。ただし、雇用保険適用事業主でない事業主である場合は、宮城県内に労働災害補償保険適用事業所又は暫定任意適用事業所を有していなければならない。
 - (2) 緊急対応期間内に実施した休業等について、国から雇用調整助成金等の支給決定を受けたこと。
 - (3) 交付金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な場合に、知事が当該審査に必要と認める書類等を知事の求めに応じて提出する等、審査に協力する事業主であること。
 - (4) 事業主が、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当すること及びこれに準ずるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、支給対象としない。
- (1) 過去3年間に各種助成金等を不正受給したことがある事業主
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主
 - (3) 支給申請日又は支給決定日の時点で破産手続開始の申立てをした事業主

（雇用維持のための措置）

第4条 交付金の支給対象となる雇用維持のための措置とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象労働者について実施された休業等であって、かつ、雇用調整助成金等の支給対象となったもの。
- (2) 緊急対応期間内に実施された休業等であること（以下、この期間を「支給対象期間」とい

う。)。ただし、判定基礎期間に緊急対応期間を1日でも含む場合は、当該判定基礎期間すべての休業等の実施日を支給対象期間に含むものとする。

(支給額)

第5条 支給額は、予算の範囲内において、次の各号に定める算定方法により算定した額とする。

- (1) 休業手当等の額から国の助成額単価を差し引いた額に2分の1を乗じることにより得た額を基礎額とする。ただし、当該基礎額に国の助成額単価を加えた額が、休業手当等の額及び1万5千円を超えてはならず、超えるときは、1万5千円から国の助成額単価を差し引いた額を基礎額とする。
 - (2) 前号の規定により算定した基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (3) 第1号及び第2号の規定により算定した基礎額に、休業等延日数を乗じることにより得た額を支給額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、簡素化特例により新たに認められた算定方法により雇用調整助成金等の支給決定を受けた小規模事業主への支給額は、予算の範囲内において、次の各号に定める算定方法により算定した額とする。
- (1) 休業手当等総額に簡素化特例に係る国の助成率を乗じて得た額を国の助成基礎額とし、1万5千円に休業等延日数を乗じて得た額を国の上限額とする。この場合において、当該国の助成基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。
 - (2) 前号の規定により算定した国の助成基礎額が国の上限額に満たない場合は、休業手当等総額から国の助成基礎額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額を支給基礎額とし、国の助成基礎額が国の上限額以上の場合は支給しないものとする。この場合において、当該支給基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (3) 前号の規定により算定した支給基礎額に国の助成基礎額を加えた額が、国の上限額を超えない場合は当該支給基礎額を支給額とし、国の上限額を超える場合は国の上限額から国の助成基礎額を差し引いた額を支給額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同一の事業主が同一の雇用維持のための措置に要した経費について、他の地方公共団体から交付金と趣旨を同じくする雇用調整助成金等の上乗せに係る助成金（以下「他の助成金等」という。）を受給した場合における交付金の支給額については、雇用調整助成金等の支給額、前2項のいずれかの算定方法により算定した支給額（以下「調整前支給額」という。）及び他の助成金等の支給額の合計額が、雇用維持のための措置に要した経費の10分の10を超えてはならず、超えない場合は、当該調整前支給額を支給額とし、超える場合は、雇用維持のための措置に要した経費から、雇用調整助成金等の支給額及び他の助成金等の支給額を差し引いた額を支給額とする。

(支給申請)

第6条 交付金の支給を受けようとする事業主は、規則第3条第1項の規定により、雇用調整助成金等に係る支給決定通知書の支給決定日の翌日から起算して3か月以内、かつ、令和3年3月12日まで（以下「支給申請期間」という。）に、次条に掲げる書類を添えて、知事が別に定める支給申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、交付金の支給を受けようとする事業主に、支給申請期間内に申請することができないやむを得ない事由がある場合は、支給申請期間を延長することができる。

（添付書類）

第7条 前条の支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 知事が別に定める交付金に係る算定書
- (2) 雇用調整助成金等に係る支給決定通知書（宮城労働局長名）の写し（雇用調整助成金等の追加支給又は増額分の再申請をする場合があるときは、当該追加支給に係る支給決定通知書の写しも添付しなければならない。）。ただし、当該追加支給を希望しなかった場合は、この限りでない。
- (3) 雇用調整助成金等に係る支給申請書の写し
- (4) 交付金の支払先となる金融機関の口座を確認するための通帳の写し等の支払口座番号が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

（形式面の審査）

第8条 前2条に規定する支給申請書等が提出されたときは、遅滞なく、交付金の支給に関する審査を開始しなければならない。かつ、次の各号に定める事項について確認し、不備があれば、県は、事業主等に対し相当の期間を定めて当該支給申請書等の補正を求めなければならない。

- (1) 支給申請期間内に申請されていること。
 - (2) 所要の事項が記載されていること。
 - (3) 所要の書類が添付されていること。
- 2 前項に規定する補正を求めたにもかかわらず、指定した期間内に事業主等が補正を行わない場合、県は、1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。
 - 3 知事は、事業主等が前項の規定で定めた期限までに補正を行わない場合、第3条第1項第3号に規定する要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る交付金は支給しない。

（支給決定等）

第9条 知事は、第6条に規定する交付金の支給申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、交付金を支給することが適当と認めるときは、交付金の支給の決定をするものとする（以下「支給決定」といい、申請内容の一部について支給を決定するときを含む。）。

- 2 知事は、前項の支給決定をしたときは、知事が別に定める支給決定の通知により、交付金の支給申請をした者に通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、当該申請の内容を審査し、交付金を支給することが適当でないときは、交付金の不支給の決定をし、知事が別に定める書面により、交付金の支給申請をした者に通知するものとする。

4 第2項の支給決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、前条に規定する支給決定後、支給決定の通知を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第16条の規定により、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業主の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 交付金を不正受給し、又は不正受給しようとしたとき。
- (3) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消した場合、当該事業主に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第6条に規定する支給申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

(交付金の返還)

第12条 知事は、交付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に交付金を支給していたときは、規則第17条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により返還を命じた場合、当該事業主に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(支給要件の確認)

第13条 県は、第3条第2項第1号に規定する交付金の不支給要件に該当する事実の有無について確認する必要がある場合は、知事が別に定める書面に回答書を添付の上、宮城労働局に照会するものとする。

2 県は、この要綱に規定する不支給要件等に係る調査について必要がある場合は、関係機関に対し、当該調査に関し参考となる資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(代理人等の取扱い)

第14条 代理人等が支給申請等に係る手続きについて代理等する場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会保険労務士が社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項の規定により、提出代行者又は事務代理者として支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合 支給申請書等に事業主の記名押印又は署名、社会保険労務士の住所及び連絡先電話番号を記載することに加え、提出代行者又は事務代理者と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。
- (2) 社会保険労務士以外の者が支給申請等に係る手続きを代理する場合 支給申請書等に代

理人の住所及び連絡先電話番号を記載し、記名押印又は署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合は、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。この場合において、支給申請書等を提出する際には、支給申請等に係る手続きについての委任状（原本）を提出することとする。

（個人情報の取扱い）

第15条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する支給対象事業主が交付金の支給申請等を行った場合、当該支給対象事業主は、支給申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

（書類の保管義務）

第16条 支給対象事業主は、交付金に関する書類を、会計帳簿とともに、支給決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の支給等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行し、令和2年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失うものとする。
- 3 国の令和2年度第二次補正予算が措置されたことにより、雇用調整助成金等に係る国の助成率が引き上げられたため、当該助成率が10分の10となった事業主からの交付金の支給申請を受け付けないものとする。
- 4 第5条の支給額の算定に当たり、国の令和2年度第二次補正予算措置による雇用調整助成金等の追加支給を希望しない場合であっても、第6条に定める支給申請書及び第7条に定める添付書類の記載については、雇用調整助成金等の追加支給が行われたものとして、支給額を算定するものとする。
- 5 交付金の支給を受けようとする事業主が、国の令和2年度第二次補正予算措置により、国の助成額単価の上限が1万5千円に引き上げられたこと等に伴う、雇用調整助成金等が追加支給される場合又は休業手当等の額を遡って増額変更し、支払ったことにより休業手当等の増額分の再申請をした場合は、第7条第2号に定める雇用調整助成金等に係る支給決定通知書（宮城労働局長名）の写しには、追加支給又は増額分再申請に係る支給決定通知書の写しを含むものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、同年6月12日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。